

仕様書

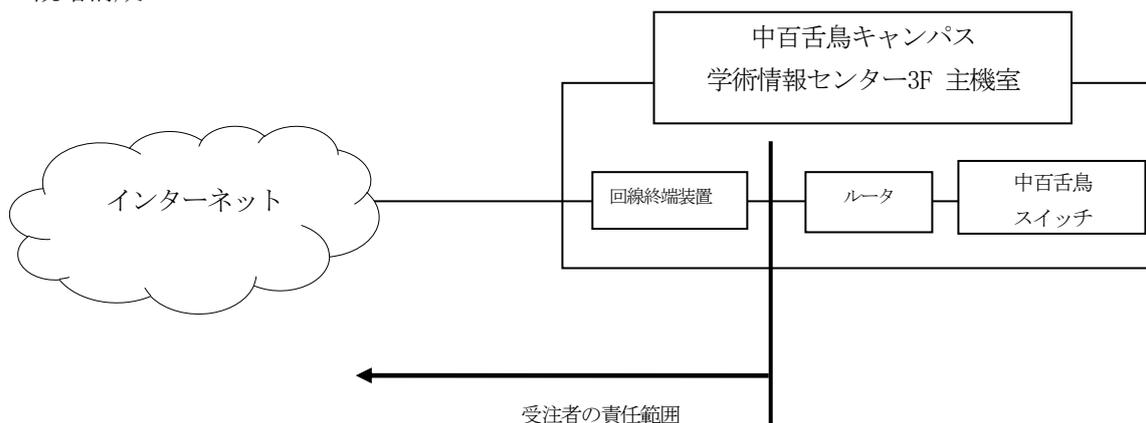
1 調達件名

大阪府立大学が利用するインターネット回線サービス

2 回線サービスを利用する期間

平成30年11月1日 ~ 平成33年10月31日

3-1. 概略構成



3-2. 責任分界

回線終端装置を責任分界点とする。

3-3. 回線サービスの要件

- 1) 帯域保証型専用線インターネット接続であること。
- 2) 保証帯域が300Mbps以上であること。
- 3) アクセス回線はナンバードとすること。
- 4) グローバルAS（AS番号：24297）を用いたBGPルーティングが可能なこと。
- 5) インターネットのフルルートが提供可能なこと。
- 6) SINETとのマルチホームが実現可能なこと。
- 7) IPv4のグローバルIPアドレス128個が利用可能なこと。
- 8) IPv6の対応が可能なこと。
- 9) 回線終端装置のLAN側のインターフェースとして1000BASE-Tを備えていること。

3-4. 品質要件

- 1) 通信回線及びプロバイダー網のサービス品質保証制度「Service Level Agreement (SLA)」として、次の項目の保証基準を設けており、約款、規約又はそれに準じたものに明記されていること。
 - ① 通信回線及びプロバイダー網における網内遅延時間の保証基準が「月間平均値40ミリ秒以下」であること。
 - ② 通信回線及びプロバイダー網における故障回復時間の保証基準が「1時間未満」で

あること。

- ③ 通信回線及びプロバイダー網における稼働率の保証基準が「99.99%以上」であること。

3-5. 導入設置

- 1) 回線敷設工事（配管等の付帯設備工事を含む）及び回線サービス利用に必要な機器（回線終端装置等）の搬入・設置・設定作業等を行うこと。
- 2) 回線サービス利用に必要な機器（回線終端装置等）については、大阪府立大学（以下本学）が指定する箇所（部屋やラック内の設置位置など）へ導入設置すること。（PT盤またはPD盤は、機器と同フロアの離れた場所に設置する）なお、電源コンセントは本学で用意する。
- 3) 本学のネットワーク構築業者と打合せを行い、回線サービスを平成30年11月1日までに提供すること。
- 4) 導入・設置時に本学の施設等に立ち入る際は、必ずその身分を証明する証書を携行し、作業時には本学の施設等に損害を与えないように注意するとともに、本学担当者立会いの上で行うこと。万一施設等に損害を与えた場合は、受注者の負担により現状復帰すること。

3-6. 運用保守

- 1) 障害発生に対する通報窓口を設け、対応時間は24時間365日とすること。また、障害の復旧作業についても24時間365日対応すること。
- 2) 運用管理及び保守の責任分界点は回線終端装置までとすること。
- 3) 回線サービスの状態監視が24時間365日実施されており、障害発生時は電子メール等で通知されること。
- 4) 障害発生時は直ちに復旧に着手し、速やかに正常な状態に回復させること。
- 5) 工事や障害等の情報をホームページ上で確認できること。
- 6) 一定期間内の回線サービス使用状況等がわかるデータを定期的に提供され、ホームページ上で確認ができること。
- 7) 回線サービス利用に必要な機器の追加や改造を行う必要が生じた際は、あらかじめ本学に通知すること。
- 8) 受注者の都合等により回線サービスの停止を行う際は事前に停止日時などを報告し、本学の了承を得た場合のみ実施すること。

3-7. ドメインの管理

本学の以下のドメインの維持管理に必要な費用を含むこと。（DNSの提供は不要）

ドメイン名「OSAKA-PU.JP」

ドメイン名「OSAKAFU-U.JP」

ドメイン名「大阪府立大学.JP」

4. 機密保持

- 1) 受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。

- 2) 受注により知り得た情報については、契約期間はもとより、契約終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 3) 正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合、事前に本学の許可を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。
- 4) 本学が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。業務上やむを得ず複製する場合は、本学の許可を得なければならず、この場合にあつても使用終了後はその複製を本学納又は焼却・消去する等適切な措置をとり、機密を保持すること。

5. 留意事項

- 1) 回線サービス利用に必要なランニングコスト（回線サービス使用料、終端装置使用料、プロバイダー使用料、保守など）の他に、回線敷設工事及び回線サービス利用に必要な機器の搬入・設置・設定作業など、回線の敷設及び利用に関わる全ての費用を本調達に含めること。
- 2) 本学が回線サービスの仕様変更を申し出た場合は、機器等の変更に対応するものとし、変更契約金額は協議のうえ決定すること。
- 3) 受注者は、本学の求めに応じて、業務の処理状況について調査し、報告すること。
- 4) 受注者は、業務の処理に必要な資料がある場合は、本学に対し提出を求めること。
- 5) 回線サービス提供期間満了時、または契約解除時の機器の撤去に関わる作業と費用は、受注者の負担で行うこと。
- 6) 本仕様書に明記されていない事項については、必要に応じて協議のうえ決定すること。